

令和5年10月提出

大船渡市議会議長 三浦 隆 様

会派名 光政会

会派視察報告書

視察概要

視察日、視察先、視察・研修項目

1 視察日

令和5年10月10日(火)～12日(木)

2 視察先及び視察項目

10月10日(火) 14時～15時30分

視察先 山口県 下関市

視察項目

- ① 太陽光発電事業に関する条例の制定について
 - (ア) 下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例の概要
 - (イ) 条例制定の背景
 - (ウ) 条例制定の効果
- ② 市民と議会のつどいについて
 - (ア) 令和4年度 市民と議会のつどい開催・対象の概要
 - (イ) 10代、20代の若年層に対し、選挙の投票率を向上させる取組
 - (ウ) 若者層に対する人口増加及び定住を促進させる取組
 - (エ) 下関市を活性化する取組

10月11日(水)

視察先 福岡県 福岡市 9時30分～11時

視察項目

- ① 常任委員会の所管事務調査について
 - (ア) 常任委員会の所管事務調査概要
 - (イ) 提言書(報告書)まとめの方法
- ② 議員提案条例について
 - (ア) 議員提案条例策定の概要

- (イ) 条例制定の母体と制定方法
- ③ You Tube 議会配信の仕組み
 - (ア) 配信の仕組みの概要
 - (イ) 予算と議場内設備
 - (ウ) 発言の音声認識システム(導入の場合)

10月12日(木)

視察先 長崎県 長崎市 9時～10時30分

視察項目

- ① 政治倫理条例(公職選挙法遵守に関する決議)の概要
 - (ア) 条例制定の背景
 - (イ) 第4条(政治倫理基準)
 - (ウ) 第8条(市民等の調査の請求)
 - (エ) 第13条(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)
 - (オ) 条例の運用(又は適用案件)状況の報告について
- ② 特別委員会調査報告書提言の活動と仕組み
 - (ア) 観光客誘致・受入対策特別委員会 調査報告書のまとめを例に
 - (イ) 特別委員会の調査活動の概要
 - (ウ) 特別委員会の提言の取りまとめの方法
- ③ 長崎市議会 BCP(業務継続計画)の概要(資料配布のみ)

3 参加議員

光政会(6名)

紀室若男 伊藤力也 森 亨 渡辺 徹 佐藤優子 宮崎和貴

4 行程

10月10日(火)

仙台空港 ANA3110 7時35分～9時45分(福岡)

JR 博多 12時15分～下関 12時57分

14時～15時30分 山口県下関市役所

JR 下関 16時37分～17時30分

10月11日(水)

9時30分～11時00分 福岡県福岡市役所

JR 博多 13時1分～長崎 14時28分

10月12日(木)

9時～10時30分 長崎県長崎市役所
JR長崎 12時41分～博多 14時9分
福岡空港 ANA3117 16時30分～18時15分(仙台空港)
18時30分 仙台空港～20時50分 大船渡市役所

5 視察報告

(1)10月10日(火) 14時～15時30分

視察先 山口県 下関市

下関市は、本州最西端部に突き出た半島状の地形で、東南に周防灘、西に響灘と海に面し、南は関門海峡を隔てて対岸の北九州市と、東は陸続きで山陽小野田市、北は長門市と接している。

気候は、対馬暖流の影響を受けて、一年を通じて温暖であるが冬季は、日本海側と内陸部は、日本海側気候の特徴が現れ、風が強く、比較的寒い気候である。

市地域の総面積は716.18平方キロメートルである。人口は、令和2年の国勢調査では、268,517人となっている。

下関市の就業人口は平成27年において、123,392人となっており年々減少傾向となっている。産業別従業者数割合では、第一次産業が約0.9%、第二次産業が約21.6%、第三次産業が、77.5%となっている。

視察項目

①太陽光発電事業に関する条例の制定について

☞ 全国各地で、再生可能エネルギーの活用が進む中、自然環境との調和の観点から、設置業者と市民との間にさまざまな議論がある現状である。

当市大船渡市でも、同様の案件があることから、市の対応として、SDGsの理念に基づく再生可能エネルギーの活用と自然との調和に関する条例の制定について、一般質問などにおいて当局に提言している現状があることから、条例制定先進地である長崎市の取り組みについて調査するものである。

質問項目と回答

(ア) 下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例の概要について伺う。

i. 『下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例』

ii. 条例の目的

太陽光発電施設の設置及び管理について必要な基本的事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域環境との調和を図りながら、下関市民の安全な生活及び下関市の環境の保全に寄与すること。

iii. 対象となる事業

発電出力合計が 10 キロワット以上の太陽光発電事業(建築物屋根、壁面、屋上に設置済み又は設置するものを除く。)

iv. 必要な手続き等

本条例において、市は太陽光発電事業者に対して許認可などは行わない。設置などの各種届出を求めている。

① 事前協議(事業計画を企画する段階で)

事業者は、太陽光発電施設の設置を行おうとするときは、事業計画についてあらかじめ市長と協議を行われなければならない。

② 近隣関係者への説明(事業計画の届出前)

事業者は、説明会を開催し、近隣関係者に事業計画について周知を図り、理解が得られるように努めなければならない。近隣関係者は、事業者に対し、事業計画について意見等を提出できる。事業者は、近隣関係者の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

③ 事業計画の届出(設置工事に着手する日の 30 日前までに)

④ 施設設置の届出(設置工事が完了したときは、速やかに)

⑤ 施設設置の変更の届出(変更時にその都度)

⑥ 廃止の届出(施設設置工事完了日から 30 日以内)

v. その他

標識の設置

事業者は、事業区域の外部から見えやすい場所に必要事項を記載した標識を設置しなければならない。

維持管理

事業者は、災害の防止、地域環境の保全などに係る支障が生じないように、太陽光発電施設及び事業区域内を常に安全で良好な状態になるように維持管理しなければならない。

報告の徴収、立ち入り検査、指導、助言及び勧告、公表等

- ・ 報告又は資料の提出
- ・ 立ち入り検査又は事業者への質問
- ・ 必要な措置を講じるよう指導、助言及び勧告

※正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

(イ) 条例制定の背景について伺う。

固定価格買取制度の導入以降、太陽光発電施設の導入が急速に進んだことで、森林伐採に伴う災害防止機能の低下など太陽光発電が地域環境に影響に対して、懸念が指摘されている。

近年では、他自治体においても自然環境や景観の保全を目的とした、再エネ発電

設備に関する条例制定が進んでいる。

本条例で、計画の早い段階から発電事業計画の把握や発電設備の周辺住民の事業説明を事業者へ求めることや発電施設などの維持管理について規定し、地域と共生できる再エネ発電を推進して行く。

(ウ) 条例制定の効果について伺う。

令和5年7月の交付のため、現在において効果は確認できない。

② 市民と議会のつどいについて

☞ 当市大船渡市でも、「議会報告会」又は「市民と語る会」をコロナ禍で3年間休止していたが、令和4年度より再開する予定で進めている。

下関市の取り組みは、大学生を対象として、若者の意見を取り入れることや、主権者教育にも言及し、せんしんてきなとりくみとして視察研修を行った。

(ア) 令和4年度 市民と議会のつどい開催・対象の概要について伺う。

- i. 市議会では、市政のさまざまな課題に柔軟に対応するため、議員と市民が情報や意見が交換できるよう、市民と議会のつどいを開催している。令和4年度は選挙啓発サポーターを含む市内の大学に通う大学生10人を招き、ワークショップ形式で委員と意見交換を行い、取りまとめた意見を議場で学生に発表していただき、大学生ならではの提案がなされるなど盛り上がり、その後、質疑、委員による講評、最後に議長による総評を行いました。

(イ) 10代、20代の若年層に対し、選挙の投票率を向上させる取組について伺う。

- i. 議員の活動を知ってもらう情報発信(SNSの活用など)
- ii. 小さい時から選挙についての知識を教える
- iii. 市民と議会の意見交換会の場を設ける 等

(ウ) 若者層に対する人口増加及び定住を促進させる取組について伺う。

- i. 若者への資金援助(家賃、医療、出産、教育)
- ii. 移住先、定住先として「選ばれる街へ“下関ブランドの確立”」
- iii. 企業文化の醸成(企業にしやすい街に) 等

(エ) 下関市を活性化させる取組について伺う。

- i. 話題のある街へ、集客効果のある施設や店の展開(B級グルメ、S級グルメフェス)
- ii. 経済循環の活性化、経済の地産地消(下関でお金を稼ぎ、消費する仕組みの確立) 等





(2) 視察先 福岡県 福岡市 9時30分～11時

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』より

福岡市

面積 343.39km²

総人口 1,641,854 人 [編集]

(推計人口、2023年9月1日)

福岡市（ふくおかし）は、福岡県西部に位置する市。福岡県の県庁所在地であり、政令指定都市である。

九州地方の行政・経済・交通の中心地として同地方最多の人口を有する。東京23区を除いた全国の市でも横浜市、大阪市、名古屋市、札幌市に次ぐ5番目の人口（約163万人[1]）を擁し、人口増加率は政令指定都市の中で首位である（2020年国勢調査[2]）。

●視察項目

☞ 福岡市議会の委員からの政策立案としての議員提案条例は、全国のすべての市議会の中でも2割弱に過ぎない活動を積極的に行っている条例提案先進議会である。議会局に政策法務の部署を備え、専門の法務担当も一人常駐している。福岡市議会で、政策立案を本格的に行って行くとしたとき、法務担当を衆議院の法務課へ派遣し、その研修を受けて議会局で対応しているとのこと。実際の政策立案においては、議員提出の条例案は、議員側のレベルも高くほとんど添削の必要もない条例案から、法務担当が携わるものまで多く提出している。

この度の研修では、条例提出の基本的な取組について視察研修し、大変参考になったところである。今後の常任委員会所管事務調査の政策提言・政策立案に生かしていきたい。

① 常任委員会の所管事務調査について

(ア) 常任委員会の所管事務調査概要について伺う。

- i. 委員会毎にそれぞれ調査事件を特定し、本会議に諮って閉会中調査を付託調査事件は次の2点としている。
 - A) 市の出資率50%以上の外郭団体に関する、事業計画、資金計画、決算に関する資料(事業報告書、財産目録、貸借対象表、損益計算書)
 - B) 市行政に関する常陽な計画(基本計画除く)の策定、変更または廃止に関する事項
- ii. 調査は閉会中に行うこととし、各外郭団体については年1回、市行政に関する重要な計画に関しては、策定などのタイミングで委員会を開催。※「閉会中

審査申出書」

(イ) 提言書(報告書)まとめの方法について伺う。

- i. 所管事務調査に関する提言書・報告書は作成していない。

② 議員提案条例について

(ア) 議員提案条例の概要について伺う。

- i. 定義 定義 2 地方分権の一層の推進を図る観点から、平成 13 年 7 月に国が立ち上げた地方分権改革推進会議において、政策条例は「議会や議員の身分等に関する条例以外の政策的な行政関連条例」と定義されている。なお、「議会や議員の身分等に関する条例」の例として、議員定数、議員報酬、議会の情報公開、資産公開、政務活動費、議会事務局組織に関するものが挙げられる。上記定義に準拠すれば、議員提案政策条例とは、「議員が提出する、議員定数、議員報酬、議会の情報公開、資産公開、政務活動費、議会事務局組織等に関する条例以外の、政策的な行政関連条例」と定義付けることができるが、より平易な言葉で換言すると、「議員が提出する、議会運営や議員の身分に関する条例以外の、市民の暮らしに直接関係する市の施策に関する条例や、議会の執行機関への監視機能の強化に関する条例」と言うことができる。
- ii. 法的根拠 議員による政策条例を含む条例の議会への提出権は、地方自治法（以下「法」という。）第 112 条第 1 項において認められている。この権利は、昭和 22 年の地方自治法制定時より認められており、制定当初は議員 1 人による議案提出権が認められていたが、昭和 31 年の同法改正時に、「議員定数の 8 分の 1 以上の者の賛成」という制約が加えられた（法第 112 条第 2 項）。その後、地方分権一括法による改正（平成 12 年 4 月 1 日施行）によって「議員定数の 12 分の 1」に条件が緩和された。この「12 分の 1」は議員定数に対するものであるため、欠員の有無は問われない。また計算上端数が生じた場合は、切り上げて計算される。福岡市議会(定員 62 人)の場合、 $62 \times 1/12 = 5.166\cdots$ となり、6 人以上の議員の賛成者（提出者を含む。）がいれば、提出が可能となる。なお、提出時に「12 分の 1」以上の賛成者を要していれば足り、提出後に賛成の取消・辞職・失職があり「12 分の 1」の要件を満たさなくなったとしても、提出後の審議には影響しないと考えられている。

(イ) 条例制定の母体と制定方法について伺う。

- i. 制定した条例を効果的なものにするためには、具体的施策や取組が継続して行われることが重要であることは、先に述べたとおりであり、特に議員提案政策条例の場合、いかにそのことを担保し、実効性があるものにするか課題になることが多いが、詳細を紹介した 3 つの条例は、その点において優れたものであり、今後の参考になるものと考えられる。また、議員提案政策条例

は新たに制定されるものが多いが、既存の条例の改正も課題を解決するための手法として有効な場合もある。本レポートでもいくつか一部改正条例を紹介したが、議員提案の条例だけではなく、市長提案の条例を改正した例もあった。既存の条例の中には、現在の状況にそぐわないものもあり、そのような条例を見直し、改正することは、適正な行政推進のために必要であると考えられる。加えて、改正の内容によっては、制定当初の目的も含め、改めて周知啓発を行う機会にもなるといった効果も期待される。条例を制定して課題を解決しようとする場合、新たに条例を制定するだけではなく、既存の条例を改正することにより課題解決を図ることも含めて、幅広く検討することも有効であると考えられる。最後に、福岡市の議会事務局調査法制課のサポート体制について紹介する。平成 21 年 6 月の「第 29 次地方制度調査会答申」において、議会事務局の補佐機能の強化が求められ、特に政策立案や法制的な検討、調査等に優れた能力を有する事務局職員の育成の必要性が指摘されたが、福岡市議会では、これより早く、平成 11 年 10 月から、議員立法の実務を経験させるため、衆議院法制局への職員派遣を実施（現在 10 人目の職員派遣を実施中）し、人材の育成に努めている。これまでに議会事務局から派遣した職員は、派遣終了後、順次、議会事務局の調査法制課に配置され、国会議員の議員立法の補佐業務のノウハウを福岡市での業務に活かしており、福岡市の議員提案政策条例の成立に関しても大きく寄与しているところであり、今後も活用いただければと思う。

- ii. 福岡市における成立状況 福岡市議会において、平成 10 年 1 月以降に提出された議員提案政策条例の提出数は 22 件であり、このうち 17 件が可決されている。可決された 17 件の条例の概要は以下のとおりである。

名称・概要 議決年月日 施行年月日

- ① 福岡市議会議員の政治倫理に関する条例 H10.10.1 H11.5.2 議員及び親族の資産の報告等、市議会議員の政治倫理に係る責務等を定めたもの。
- ② 人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例 H14.12.18 H15.8.1 路上喫煙に過料を科すなど市民等の各種モラルの向上等を図るもの。
- ③ 福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例 H14.12.18 H15.3.1 ピンクちらしの掲示等に罰則を科し、ピンクちらしの根絶を図るもの。
- ④ 出資法人等の保有する情報の議会への提供等に関する条例 H16.3.26 H16.3.29 市の出資する法人が行う高額な契約の議会への報告義務等を定めたもの。
- ⑤ 福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例の一部を改正する条例（③の一部改正） H16.3.26 H16.5.1 取締の実効性を高めるためピンクちらしの

定義や禁止行為等を改め たもの。

⑥ 福岡市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を 改正する条例（①の一部改正） H17.6.22 H18.1.1 政治活動に関する寄附の受領について資金管理団体も議員と同様の 取扱いとするもの。

⑦ 福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する 条例 H18.6.21 H19.5.2 市が定める各種行政計画について議会の議決や議会への報告等の義務を定めたもの。 - 22 -

⑧ 福岡市風俗関連の営業に係る勧誘、誘引及び客待ち等 の防止に関する条例 H18.9.15 H18.12.1 風俗関連の営業についての女性のスカウト行為や客の誘いかけ等に 罰則を科したもの。

⑨ 福岡市議会議員選挙公報発行条例 H18.9.15 H18.9.21 市議会議員選挙について選挙公報を発行するもの。

⑩ 福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部を改正する条例（修正可決） H20.3.25 H20.7.1 留守家庭子ども会事業に関して、基本利用料の有料化を維持しつつ、現在3年生までとなっている対象学年を6年生までに拡大するとともに（修正により、段階的拡大が可能となった。）、現在18時までとなっている利用時間を19時まで延長するもの。（基本利用料を無料化し、利用時間を19時まで延長する市長案への対案として提出されたもの）

⑪ 人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例の一部 を改正する条例（②の一部改正） H20.6.20 H20.6.23 花火、爆竹、バーベキュー等を行う場合の配慮義務に関する規定を加えるもの。

⑫ 公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例 H22.3.26 H22.12.28 生活交通の確保のため公共交通空白地等及び移動制約者に対する施策等を定めたもの。

⑬ 福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例 の一部を改正する条例（⑦の一部改正） H24.3.27 H24.3.29 地方自治法の改正に伴い、議決事件の対象から外れた基本構想を議決 の対象に加えるもの。

⑭ 福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例 H25.9.25 H26.4.1 空き家の倒壊等による被害防止のための適切な管理に資する事項等を定めたもの。

⑮ ふくおかさん 家 ち のうまかもん条例 H26.9.16 H27.4.1 市内産農林水産物とその加工品等の生産・加工・利用・消費を拡大し、関連企業の健全な発展や市民の健康で豊かな生活の向上を図るもの。 - 23 -

⑯ 福岡市空家等の適切な管理に関する条例（⑭の全部改正） H28.12.22 H29.4.1 市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を

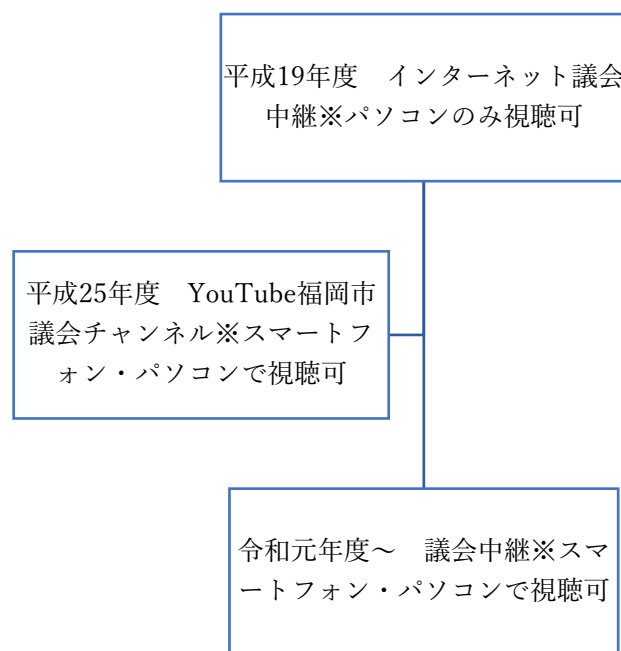
図るため、空家等の適切な管理に関し、管理不全空家等に対する措置 その他必要な事項を定めたもの。

⑰ 福岡市観光振興条例 H30.9.14 R2.4.1 観光振興に必要な事項等を定めるとともに、条例に基づく施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課することを定めたもの

④You Tube 議会配信の仕組み

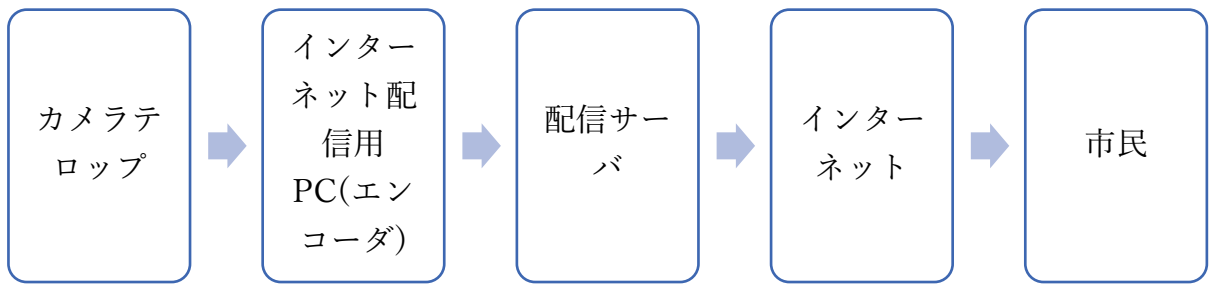
(ア) 配信の仕組みの概要について伺う。

i.



(イ) 予算と議場内設備について伺う。

- i. 本会議、条例予算・決算特別委員会総会の映像をインターネット中継ライブ中継(会議の開会から終了まで) 録画中継(会議翌日から3営業日以内に配信を開始 4年間配信) 平成31年にスマートフォン・タブレット対応
- ii. 配信の仕組みの概要
議場システム

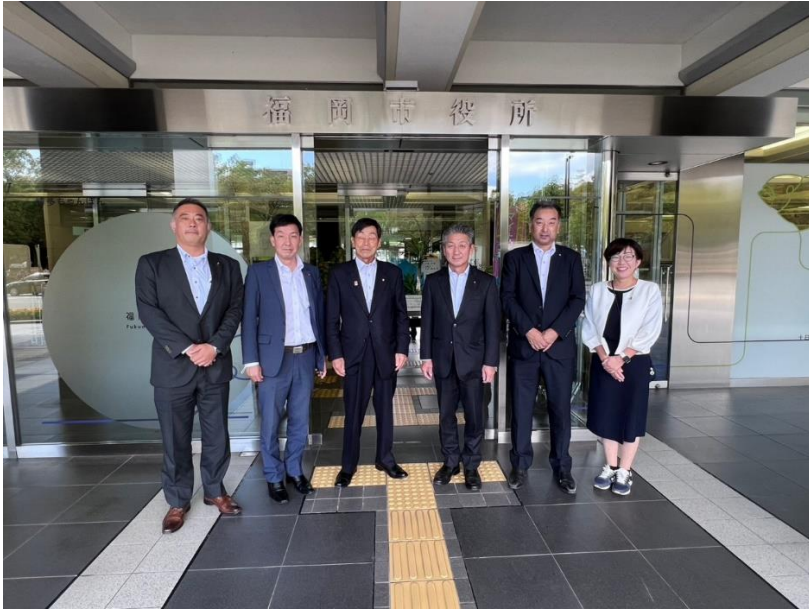


iii. 予算 2,959,000 円

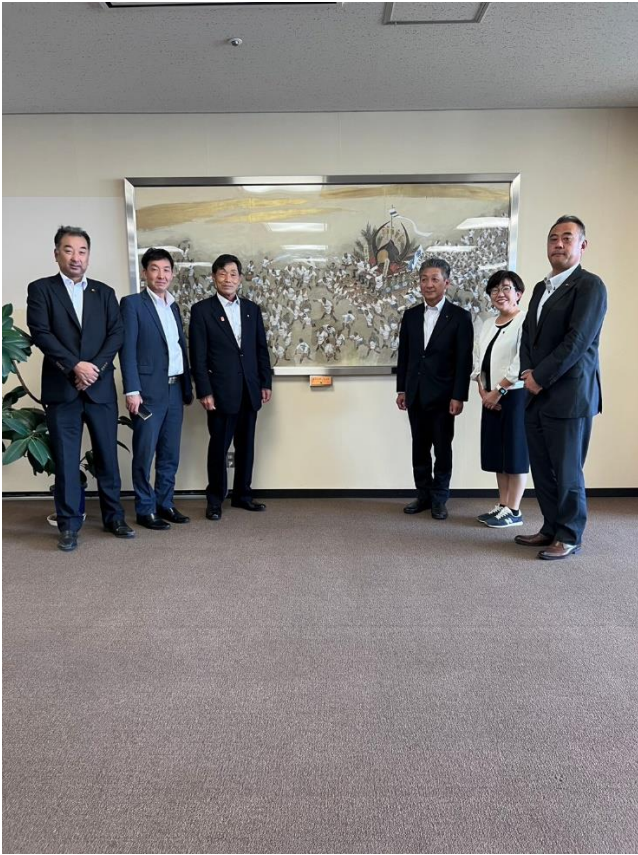
(ウ) 発言の音声認識システム(導入の場合)について伺う。

i. 導入無し。









10月12日(木)

視察先 長崎県 長崎市役所 9時～10時30分

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』より



稲佐山から望む長崎市街地。

長崎市の夜景は世界新三大夜景・日本三大夜景にも数えられている。👉



金比羅山から望む長崎市の夜景

長崎市（ながさきし）は、長崎県の南西部に位置する市。長崎県の県庁所在地および人口が最多の市であり、中核市に指定されている。九州地方で第7位の人口を有する。

概要

「鎖国」体制であった江戸時代には、国内唯一の江戸幕府公認の国際貿易港（対オランダ、対中国）・出島を持つ港町であった。幕末期も、長崎港は日米修好通称条約の開港場に指定された。このため、出島跡を初めとして、旧居留地や長崎新地中華街など、異国情緒に満ちた港町として有名である。また、三菱重工業長崎造船所は三菱重工業発祥の地でもあり[2]、日本の工業化を支えた港湾都市であった。

人口

長崎市の人口は、国勢調査では1920年の第1回調査で横浜市に次ぐ全国7位、九州1位だった。しかし、相対的地位は低下する一方で1930年の第3回調査で福岡市、1940年の第5

回調査で八幡市（現在の北九州市八幡東区および八幡西区。のちに長崎市が抜き返すが、1963年に北九州市を発足させ再度逆転）、1947年の第6回調査で熊本市、1975年の第12回調査で鹿児島市、2000年の第17回調査で大分市にそれぞれ抜かれて九州6位になった。

視察項目

①政治倫理条例(公職選挙法遵守に関する決議)の概要

☞ 平成14年における議長と部長による入札妨害の発生による逮捕事件を重くみた議会は、既に制定されていた「長崎市議会議員の政治倫理に関する条例」を「長崎市議会議員政治倫理条例」に見直し、より適用が厳しい内容となった。特に、三本の柱の基準と、二本の梁はその独自性を表している。

(ア) 条例制定の背景について伺う。

- i. 「長崎市議会議員政治倫理条例」は、平成15年1月に、従来の「長崎市議会議員の政治倫理に関する条例」を全面的に見直し制定されたもので、「長崎市議会議員が市民の厳粛な新テクを受けたものであることを認識し、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与すること」を目的としている。
- ii. その目的を達成するために、本条例では、政治倫理基準、正副議長の資産公開制度及び職務に関連した犯罪により有罪判決を受けた議員に対する問責制度を三本の柱、条例の適正な運用を図るための機関である政治倫理審査会の設置と市民および議員による調査請求権を二本の梁とし、さらには、公共工事等の請負に関する遵守事項や社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項などが規定されている。

(イ) 第4条(政治倫理基準)について伺う。

- i. 「議員は、市(市の出資法人等を含む。)が行う許可若しくは認可又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと」を規定し、公共工事の請負等への関与禁止対象を市の出資法人等まで広げたものとしている。
- ii. また、「市の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと」、「市の職員の採用、昇任又は人事異動に関し、推薦又は紹介しないこと」を規定している。

(ウ) 第8条(市民等の調査の請求)について伺う。

- i. 議長若しくは副議長が作成した資産等報告書等に事実と異なる記載がなされている疑いがあるとき又は議員が本条例に規定する政治倫理基準、請負等に関する遵守事項、社会福祉法人等の役員の役員就任に関する遵守事項に違反する疑いがあるときは、市民にあっては有権者 50 人以上、議員にあっては 4 人以上の者の連署をもって、これを証する資料を添付した調査請求書を提出して、議長に調査を請求することができることを規定している。

(エ) **第 13 条（職務関連犯罪による有罪確定後の措置）について伺う。**

- i. 議員は、収賄罪等の職務に関連する犯罪により「有罪の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、その理由を市民に対して説明する会の開催を議長に求めなければならない」ものとし、同犯罪で有罪判決が確定した場合は、「公職選挙法第 11 条第 1 項及び地方自治法第 127 条第 1 項の規定により失職する場合を除き、辞職手続きを執る」ことを規定している。

(オ) **条例の運用(又は適用案件)状況の報告について伺う。**

- i. 年一回、条例の運用状況を取りまとめ、議会に報告する。
- ii. 報告は、2 月又は 3 月市議会定例会において、前年の 1 月から 12 月までの 1 年間における次事項について報告書作成し行う。
 - イ) 条例に基づく届出書類の提出状況
 - ロ) 資産報告書の実施状況
 - ハ) 条例に基づいて行われた請求、措置等の状況
 - ニ) その他条例の運用に関し、特に必要があると認められる事項

②特別委員会調査報告書提言の活動と仕組み

●観光客誘致・受入対策特別委員会 調査報告書のまとめを例に

(ア) 特別委員会の調査活動の概要

☞ 議案審議を常任委員会の審議事項としているため、常任委員会という所管事務調査について特別委員会を招集し詳細な調査活動を行うとともに、特別委員会からの提言書を当局に提出している。調査報告書は、P166 からなる膨大な調査資料となっており、今回の観光客誘致対策特別委員会調査内容は、他地区の視察を通して現状の課題について以下の項目毎にまとめられている。

- 1.本市の観光の現状と誘致体制について
- 2.感染症拡大による観光客受け入れへの影響と対応策について
- 3.今後の誘致に向けた取り組みについての意見交換
- 4.誘致体制強化のための取り組みについて
- 5.観光と食を連動させた観光客増加への取り組みについて
- 6.感染症、自然災害等に対応した観光面での取り組みについて

7.委員会からの提言

(イ)特別委員会からの提言の取りまとめの方法

委員会からの提言書として当局に提出している。

委員会からの提言

本委員会の調査項目についてまとめたが、新型コロナウイルス感染症が世界中で拡大し、人の移動が大きく制限される中、観光業を基幹産業の1つとする本市においては、コロナ禍で打撃を受けている観光業や飲食店に対し、ポストコロナに向けて活性化を図る支援を実施するとともに、官民連携し、team NAGASAKI SAFETYなどの安全安心な滞在環境を高めるための取組をさらに推進し、感染症にしっかりと対応している都市であることを市内外へ積極的に情報発信することで、観光客誘致につなげられたい。また、出島メッセ長崎の令和3年11月の開業に向け、株式会社ながさきMICEやDMOとの連携をさらに深め、戦略的なMICEの誘致活動を行われたい。併せて、文化財などの資源を活用したユニークベニューの造成や、新しい生活様式に対応した長崎さるくをはじめとする体験型コンテンツの充実に取り組むことで地域への周遊を促進し、MICE開催による効果をまち全体に波及させ、消費拡大につなげられたい。特に、DMOは、令和2年8月に観光庁の重点支援DMOに選定されたところであり、民間の力を総結集し、観光の活性化のために様々な事業が展開される中、本市とDMOとの連携を密にし、他都市との差別化を明確にしてさらなる稼ぐ仕組みの構築に努められたい。さらに、観光と食を連動させ、食の魅力を顕在化させて観光客誘致につなげるため、魚や農産物を中心とした地産地消を体感できる施設の設置について、長崎県や関係団体と早急に協議を行うことを要望する。また、観光客への水産物のPRについては、刺身や寿司に特化する、売り込む魚種を絞り込むなどの絞った情報発信を行い、さらなる消費拡大に取り組まれたい。理事者におかれては、委員会における調査の過程で各委員から出された意見・要望を十分に踏まえ、さらに都市間競争が厳しさを増す今後に備え、資源磨きと魅力あるコンテンツの創造に努め、戦略的な観光情報を発信し、地域住民や関係団体等と協力して観光客の誘致に取り組むことを強く要望する

③長崎市議会BCP（業務継続計画）の概要（資料配布のみ）



